

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 移植に用いる臍帯血の採取、保存、引渡し等を業として行うことの禁止

臍帯血供給事業の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこと。

1 臍帯血供給事業者の委託により行う場合

2 臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用いる臍帯血について行う場合

3 移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者又はその親族が用いるために採取される移植に用いる臍帯血について行う場合（臍帯血供給事業を行う場合を除く。）

4 1から3までに掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

（第三十条第二項関係）

第二 造血幹細胞移植に用いることができるものとしての臍帯血の取引を業として行うことの禁止

一 何人も、業として、人の臍帯血（採取の後調製されたものを含む。以下同じ。）（第一によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる臍帯血（当該移植に用いる臍帯血であることをその者が知らないものを除く。）を除く。）を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこと。

1 臍帯血供給事業者（その委託を受けた者を含む。）が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合

2 人の臍帯血を採取される者の委託により当該人の臍帯血を当該者又はその親族が用いるために引き渡す場合

3 1及び2に掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

（第三十条第三項関係）

二 何人も、業として、一により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならないこと。

（第三十条第四項関係）

第三 罰則

第一又は第二に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
(第五十五条第二号関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。